

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2011年5月13日
【四半期会計期間】 第93期第1四半期(自2011年1月1日至2011年3月31日)
【会社名】 株式会社ブリヂストン
【英訳名】 BRIDGESTONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒川 詔 四
【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋一丁目10番1号
【電話番号】 03(3563)6822
【事務連絡者氏名】 経理第2部長 吉見 剛 志
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目10番1号
【電話番号】 03(3563)6822
【事務連絡者氏名】 経理第2部長 吉見 剛 志
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第92期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第93期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第92期
会計期間		自 2010年 1月 1日 至 2010年 3月31日	自 2011年 1月 1日 至 2011年 3月31日	自 2010年 1月 1日 至 2010年12月31日
売上高	百万円	659,101	704,333	2,861,615
経常利益	"	31,195	56,247	147,905
四半期(当期)純利益	"	17,638	31,327	98,913
純資産額	"	1,148,632	1,238,541	1,176,147
総資産額	"	2,805,717	2,748,569	2,706,639
1株当たり純資産額	円	1,419.01	1,535.73	1,458.01
1株当たり四半期(当期)純利益	"	22.49	40.03	126.19
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	"	22.49	40.02	126.16
自己資本比率	%	39.7	43.7	42.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	43,837	9,387	247,736
投資活動によるキャッシュ・フロー	"	42,782	51,196	170,556
財務活動によるキャッシュ・フロー	"	8,207	23,415	82,528
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	"	232,642	144,951	216,924
従業員数	人	137,164	141,274	139,822

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移につきましては、記載しておりません。
- 2 売上高は、消費税等抜きで表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(2011年3月31日現在)

従業員数(人)	141,274
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

(2011年3月31日現在)

従業員数(人)	15,948
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
タイヤ	520,030	+11.4
多角化	108,871	+9.6
合計	628,901	+11.1

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、少数の特殊製品(特殊ホース等)について受注生産を行うほかは、すべて見込生産であります。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同四半期比(%)
タイヤ	590,091	+7.9
多角化	114,242	+2.0
合計	704,333	+6.9

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、当第1四半期連結会計期間において、前期の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

業績全般

	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	増減	
			金額	比率
	億円	億円	億円	%
売上高	7,043	6,591	+452	+7
営業利益	558	360	+198	+55
経常利益	562	311	+250	+80
四半期純利益	313	176	+136	+78

当第1四半期の当社グループを取り巻く環境は、原材料・素材価格が高騰し、為替は円高が継続する中、国内においては、景気は持ち直しつつあったものの、3月11日に発生した東日本大震災の影響による生産活動の低下などが見られました。海外においては、景気は、米国では回復し、欧州では持ち直しの動きが見られました。アジアにおいては、中国をはじめとし、各地で景気の回復や拡大が見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、グループ経営の最終目標である「タイヤ会社・ゴム会社として名実共に世界一の地位の確立」の達成に向け、グローバルで、高い競争力を持つ商品の拡販や供給能力の増強、生産性の向上、技術優位性の強化、そして経営資源の効率的活用などに一層の努力を続けてまいりました。さらに、需要構造や競争構造などの事業環境の変化がかつてない速さで進行する中、市場の需要動向への迅速な対応を進めるとともに、当社グループが戦略商品と位置付ける商品の拡販や、単なる商品単体の販売に終わらないビジネスモデルの構築・拡大、環境対応商品・事業の展開をより迅速に実行してまいりました。加えて、原材料・素材価格の高騰に対応すべく適切な製品価格の改定を実施してまいりました。また、東日本大震災により当社グループも影響を受けましたが、翌四半期以降のグループ業績への影響を最小限にとどめ、被災地の復興に必要な商品やサービスを最大限に供給していくことに、グループの総力を挙げて対応しております。

この結果、当第1四半期の当社グループの売上高は7,043億円(前年同期比7%増)となり、営業利益は558億円(前年同期比55%増)、経常利益は562億円(前年同期比80%増)、四半期純利益は313億円(前年同期比78%増)となりました。

セグメント別業績

		当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	増減	
				金額	比率
タイヤ部門	売上高	5,907 億円	5,474 億円	+432 億円	+8 %
	営業利益	545	331	+214	+65
多角化部門	売上高	1,172	1,140	+32	+3
	営業利益	13	29	16	55
連結 合計	売上高	7,043	6,591	+452	+7
	営業利益	558	360	+198	+55

タイヤ部門では、国内外市場において魅力ある新商品の投入や、戦略商品として当社グループが位置付ける分野の強化を進めるとともに、原材料・素材価格の高騰に対応すべく適切な製品価格の改定を実施してまいりました。日本では、乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、市販用タイヤの販売本数が前年同期を上回り好調に推移しましたが、新車用は東日本大震災により自動車生産台数が減少した影響が大きく前年同期を大幅に下回りました。トラック・バス用タイヤの販売本数は市販用の増加の影響が大きく前年同期を著しく上回りました。米州では、北米タイヤ事業における乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、新車用が増加した影響により前年同期を上回り堅調に推移し、UHP(超高性能)タイヤをはじめとする戦略商品の市販用の販売本数も前年同期を上回り好調に推移しました。トラック・バス用タイヤの販売本数は前年同期を著しく上回りました。欧州では、乗用車及び小型トラック用タイヤの販売本数は、戦略商品であるランフラットタイヤ、UHPタイヤの市販用の販売本数が好調に推移したこともあり、前年同期を上回り順調に推移し、トラック・バス用タイヤの販売本数は前年同期を著しく上回りました。特殊タイヤについては、建設・鉱山車両用大型・超大型ラジアルタイヤの販売本数は、前年同期を著しく上回りました。この結果、売上高は5,907億円(前年同期比8%増)となり、営業利益は545億円(前年同期比65%増)となりました。

多角化部門では、売上高は米国の建材事業などで販売が回復した結果1,172億円(前年同期比3%増)となりましたが、営業利益は国内事業における利益減少などの影響もあり13億円(前年同期比55%減)となりました。

(注)1 セグメント別の金額はセグメント間の取引を含んでおり、連結合計の金額はそれらを消去した後の数値であります。

(注)2 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 2009年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 2008年3月21日)を適用し、「タイヤ」、「多角化」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりであります。

(資産の部)

資産の部は、現金及び預金が370億円減少したものの、商品及び製品が339億円、原材料及び貯蔵品が358億円、それぞれ増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ419億円増加し、27,485億円となりました。

(負債の部)

負債の部は、支払手形及び買掛金が53億円、社債(1年内償還予定のものを含む)が53億円、長期借入金が211億円、それぞれ増加したものの、短期借入金が256億円、未払金が447億円、それぞれ減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ204億円減少し、15,100億円となりました。

(純資産の部)

純資産の部は、配当金の支払いにより78億円減少したものの、四半期純利益の計上により313億円、為替換算調整勘定が242億円、それぞれ増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ623億円増加し、12,385億円となりました。その結果、自己資本比率は43.7%となり、前連結会計年度末に比べ1.5ポイントの増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間	増減 金額	
	億円	億円	億円	
営業活動によるキャッシュ・フロー	93	438	532	
投資活動によるキャッシュ・フロー	511	427	84	
財務活動によるキャッシュ・フロー	234	82	152	
現金及び現金同等物に係る換算差額	120	35	+85	
現金及び現金同等物の増減額	719	36	683	
現金及び現金同等物の	期首残高	2,169	2,362	193
	四半期末残高	1,449	2,326	876

当第1四半期連結会計期間における当社グループの現金及び現金同等物(以下「資金」)は、全体で719億円減少(前年同期は36億円の減少)し、当第1四半期連結会計期間末には1,449億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収支は、93億円の支出(前年同期は438億円の収入)となりました。これは、税金等調整前四半期純利益515億円(前年同期は311億円)や、減価償却費405億円(前年同期は427億円)などがあったものの、たな卸資産の増加額629億円(前年同期は217億円)や、仕入債務の減少額241億円(前年同期は181億円)、法人税等の支払額123億円(前年同期は75億円)などがあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金収支は、511億円の支出(前年同期比84億円の支出増)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出501億円(前年同期は501億円)などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金収支は、234億円の支出(前年同期比152億円の支出増)となりました。これは、短期借入金及びコマース・ペーパーの増加額398億円(前年同期は392億円)などがあったものの、長期借入金の返済による支出679億円(前年同期は136億円)や、社債の償還による支出12億円(前年同期は320億円)などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、東日本大震災により明らかになったサプライチェーン上の課題や電力供給制約の可能性など、短・中期的な対応が必要とされる課題について迅速に対処していく一方で、長期的な視点に基づく最適な事業基盤の構築やその運営体制の検討をさらに進めてまいります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、上記事項以外に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は200億円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前期末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,450,000,000
計	1,450,000,000

【発行済株式】

種類	当第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2011年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2011年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	813,102,321	813,102,321	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所 東京、大阪、名古屋 は市場第一部に上場	単元株式数100株
計	813,102,321	813,102,321		

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

<2004年3月30日定時株主総会決議>

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	225 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,864 (注)2
新株予約権の行使期間	2006年4月1日～ 2011年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,864 資本組入額 932
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

< 2005年3月30日定時株主総会決議 >

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	252 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	252,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,114 (注)2
新株予約権の行使期間	2007年4月1日～ 2012年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,114 資本組入額 1,057
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

< 2006年3月30日定時株主総会決議 >

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	280 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,775 (注) 2
新株予約権の行使期間	2008年4月1日～ 2013年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,775 資本組入額 1,388
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、1,000株とする。

2 発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

(1) 株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 時価を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使並びに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは発行済株式総数から保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2007年3月29日定時株主総会決議 >

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,600 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	260,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,546 (注)2
新株予約権の行使期間	2009年4月1日～ 2014年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,546 資本組入額 1,497
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	・譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要することとする。 (注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で株式を発行しまたは自己の株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己の株式の総数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。

(3) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役及び従業員に新株予約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2008年3月27日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	2,345 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,936 (注) 2
新株予約権の行使期間	2010年4月1日～ 2015年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,936 資本組入額 1,168
新株予約権の行使の条件	・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他権利行使の条件は、当社取締役会において決定する。 (注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	・譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要することとする。 (注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で株式を発行しまたは自己の株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使および「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)施行前の旧商法第210条ノ2の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己の株式の総数を控除した数とし、また、自己の株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己の株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3 その他の権利付与の条件は、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役及び取締役を兼務しない執行役員に新株 予
約権を付与しており、その内容は次のとおりであります。

< 2009年3月26日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,100 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2009年5月1日～ 2029年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,265 資本組入額 633
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の行使期間のうち、当社の取締役と執行役員のいずれか、又は双方の地位にある期間(退任日を含み、以下、「役員等在任期間」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。 ・新株予約権者が2010年2月末日までに役員等在任期間を満了した場合(死亡により満了した場合を含む。)には、当該新株予約権者(その承継人を含む。)は、割り当てを受けた新株予約権の個数に役員等在任期間の満了日から2010年3月31日までの期間に対応する月数(1ヶ月未満は切り捨てる。)を乗じた数を12で除した数の新株予約権(ただし、1個未満の新株予約権は、これを切り捨てる。)を行使することができないものとする。 ・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、付与株式数をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。)

(2) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。

3 その他の詳細は、募集事項及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

< 2010年3月30日定時株主総会及び取締役会決議 >

	当第1四半期会計期間末現在 (2011年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,185 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	118,500 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2010年5月6日～ 2030年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,401 資本組入額 701
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の行使期間のうち、当社の取締役と執行役員のいずれか、又は双方の地位にある期間(退任日を含み、以下、「役員等在任期間」という。)は、新株予約権を行使することができないものとする。 ・新株予約権者が2011年2月末日までに役員等在任期間を満了した場合(死亡により満了した場合を含む。)には、当該新株予約権者(その承継人を含む。)は、割り当てを受けた新株予約権の個数に役員等在任期間の満了日から2011年3月31日までの期間に対応する月数(1ヶ月未満は切り捨てる。)を乗じた数を12で除した数の新株予約権(ただし、1ヶ月未満の新株予約権は、これを切り捨てる。)を行使することができないものとする。 ・各新株予約権の一部行使はできないこととする。 ・その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要することとする。(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 各新株予約権の目的たる株式の数は、100株とする。

2 割当日後、以下の事由が生じた場合は、付与株式数をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載について同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

(調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。)

(2) 当社が資本金の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使されまたは当社が取得していない新株予約権の総数を乗じた数とする。この調整後付与株式数は、1株未満の端数を切り捨てて算出するものとする。

3 その他の詳細は、募集事項及び当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
自 2011年 1月 1日 至 2011年 3月 31日		813,102		126,354		122,078

(6) 【大株主の状況】
大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第 1 四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2010年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(2010年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,435,000		
	(相互保有株式) 普通株式 14,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 782,418,300	7,824,183	
単元未満株式	普通株式 235,021		
発行済株式総数	813,102,321		
総株主の議決権		7,824,183	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の株式数には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,600株含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「総株主の議決権」欄の議決権の数には、いずれも株式会社証券保管振替機構名義の株式に係る議決権が16個含まれております。

【自己株式等】

(2010年12月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(株)ブリヂストン	東京都中央区京橋 一丁目10番1号	30,435,000		30,435,000	3.74
ブリヂストンタイヤ 長野販売(株)	長野県松本市鎌田 一丁目9番14号	14,000		14,000	
計		30,449,000		30,449,000	3.74

2【株価の推移】

【当第1四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2011年 1月	2月	3月
最高(円)	1,686	1,761	1,800
最低(円)	1,511	1,551	1,506

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前期の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員(取締役及び監査役)の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づき作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(2010年1月1日から2010年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(2010年1月1日から2010年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(2011年1月1日から2011年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2011年1月1日から2011年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(2010年1月1日から2010年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(2010年1月1日から2010年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(2011年1月1日から2011年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2011年1月1日から2011年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2011年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	148,332	185,334
受取手形及び売掛金	423,498	426,935
有価証券	80,356	113,228
商品及び製品	287,905	253,908
仕掛品	37,623	31,362
原材料及び貯蔵品	178,151	142,314
その他	141,220	133,768
貸倒引当金	9,954	9,884
流動資産合計	1,287,135	1,276,968
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	346,585	341,190
機械装置及び運搬具(純額)	380,979	378,430
その他(純額)	290,825	287,003
有形固定資産合計	1,018,390	1,006,624
無形固定資産	31,507	31,061
投資その他の資産		
投資有価証券	233,012	217,340
その他	179,836	176,232
貸倒引当金	1,313	1,588
投資その他の資産合計	411,535	391,984
固定資産合計	1,461,433	1,429,671
資産合計	2,748,569	2,706,639

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2011年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	193,478	188,150
短期借入金	271,486	297,176
コマーシャル・ペーパー	22,514	20,608
1年内償還予定の社債	30,356	21,108
リース債務	1,065	1,035
未払法人税等	18,455	15,113
未払金	94,568	139,333
その他	211,729	194,527
流動負債合計	843,655	877,052
固定負債		
社債	122,103	125,975
長期借入金	212,495	191,373
リース債務	6,417	5,888
退職給付引当金	224,518	237,194
その他	100,837	93,009
固定負債合計	666,372	653,440
負債合計	1,510,028	1,530,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	126,354	126,354
資本剰余金	122,629	122,629
利益剰余金	1,134,641	1,111,588
自己株式	57,246	57,245
株主資本合計	1,326,378	1,303,326
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126,183	112,064
繰延ヘッジ損益	790	235
為替換算調整勘定	249,810	274,026
評価・換算差額等合計	124,418	162,197
新株予約権	514	514
少数株主持分	36,066	34,503
純資産合計	1,238,541	1,176,147
負債純資産合計	2,748,569	2,706,639

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年3月31日)
売上高	659,101	704,333
売上原価	438,466	472,291
売上総利益	220,634	232,042
販売費及び一般管理費		
販売運賃	27,651	31,883
広告宣伝費及び販売促進費	21,707	18,557
給料手当及び賞与	47,252	45,866
退職給付費用	4,353	3,778
減価償却費	6,028	5,929
研究開発費	20,404	20,020
その他	57,228	50,136
販売費及び一般管理費合計	184,625	176,173
営業利益	36,009	55,868
営業外収益		
受取利息	686	1,092
受取配当金	85	118
為替差益	1,462	1,861
雑収入	4,194	4,000
営業外収益合計	6,428	7,073
営業外費用		
支払利息	5,113	4,225
雑損失	6,129	2,469
営業外費用合計	11,242	6,695
経常利益	31,195	56,247
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,471
災害による損失	-	2,261
特別損失合計	-	4,732
税金等調整前四半期純利益	31,195	51,514
法人税等	11,817	18,124
少数株主損益調整前四半期純利益	-	33,390
少数株主利益	1,739	2,062
四半期純利益	17,638	31,327

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2010年 1月 1日 至 2010年 3月 31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	31,195	51,514
減価償却費	42,736	40,543
貸倒引当金の増減額(は減少)	6,291	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	8,890	16,722
返品調整引当金の増減額(は減少)	-	3,693
受取利息及び受取配当金	772	1,211
支払利息	5,113	4,225
為替差損益(は益)	-	1,310
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,471
災害損失	-	2,261
売上債権の増減額(は増加)	18,409	23,361
たな卸資産の増減額(は増加)	21,703	62,903
仕入債務の増減額(は減少)	18,139	24,161
その他	15,516	7,373
小計	57,174	7,000
利息及び配当金の受取額	57	392
利息の支払額	5,806	4,454
法人税等の支払額	7,588	12,325
営業活動によるキャッシュ・フロー	43,837	9,387
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	50,123	50,115
有形固定資産の売却による収入	1,578	1,949
投資有価証券の売却による収入	5,703	-
その他	58	3,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,782	51,196
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	39,270	39,872
長期借入れによる収入	2,796	8,139
長期借入金の返済による支出	13,656	67,909
社債の発行による収入	2,948	6,211
社債の償還による支出	32,000	1,205
配当金の支払額	6,047	7,580
その他	1,519	944
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,207	23,415
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,525	12,026
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,627	71,973
現金及び現金同等物の期首残高	236,270	216,924
現金及び現金同等物の四半期末残高	232,642	144,951

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 連結子会社数の増減は、次のとおりであります。 (増加) 2社(設立による増加ほか) (減少) 3社(清算による消滅)</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 339社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社の変更 持分法適用会社数の増減は、次のとおりであります。 (減少) 1社(出資率上昇による区分変更)</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 156社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益への影響は軽微ですが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額として特別損失に2,471百万円を計上しております。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 2008年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2008年3月10日)を適用しております。なお、これによる損益への影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2008年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2009年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)
固定資産の減価償却費の算 定方法	主として、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した計画に基づく 年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)
税金費用の計算	税金費用(法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。)については、連結会 計年度の見積実効税率に基づき計算しております。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 2011年1月1日 至 2011年3月31日)
<p>(マリンホース等の販売におけるカルテル行為及び不適切な金銭支払いに関する事項)</p> <p>当社グループは、マリンホースの販売に関する国際カルテル行為について、2007年5月より、米国司法省、欧州委員会、並びに日本の公正取引委員会等の調査を受けております。2008年2月に受領した日本の公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令については確定しております。また、2009年1月、当社グループは、欧州委員会より58.5百万ユーロの制裁金支払いを命ずる決定の通知を受領いたしました。当社は、同決定への対応を慎重に検討いたしました。本件に関する一連の手続を終了させ、コンプライアンス体制の更なる充実と再発防止策の進展に注力することが適切な対応であると総合的に判断し、欧州第一審裁判所への訴訟を提起せず、制裁金の支払いに応じております。なお、本制裁金については、2008年度に7,485百万円を費用計上しております。マリンホースのカルテルに関して、米国において提起されていた集団訴訟については、和解案が裁判所に承認されております。また、その他の民事上の請求についても適宜、対応しております。米国司法省による調査は継続しており、今後罰金等の可能性があります。現時点では、具体的な引当金額を算定するには不確定要素が多いため、計上しておりません。調査が行われておりましたその他の国の手続につきましては、既に確定しております。</p> <p>さらに、上記の問題とは別に、マリンホースを含む工業用品の販売に関して、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実、また、その金銭の一部が、エージェントから外国公務員に対して供与等されていた可能性があることが判明しております。当社グループは、日本の検察当局及び米国司法省に対し、社内調査の内容を報告しておりますが、業績に与える影響は現時点では不明です。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (2011年3月31日)	前連結会計年度末 (2010年12月31日)
1 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,909,565百万円	1 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,855,649百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年3月31日)
	1 災害による損失 2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う、有形固定資産の復旧費用及びたな卸資産の廃棄費用等 であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年3月31日)
1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末 残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (2010年3月31日現在) 現金及び預金勘定 150,792百万円 有価証券勘定 138,327 流動資産その他(金銭の信託) 10,000 計 299,119 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金、債券等 66,476 現金及び現金同等物 232,642	1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末 残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (2011年3月31日現在) 現金及び預金勘定 148,332百万円 計 148,332 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等 3,380 現金及び現金同等物 144,951

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(2011年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自2011年1月1日至2011年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 813,102千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 30,439千株

3. 新株予約権に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権の四半期連結会計期間末残高(提出会社) 514百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,826百万円	10円	2010年12月31日	2011年3月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2010年1月1日至2010年3月31日)

	タイヤ (百万円)	多角化 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	547,075	112,025	659,101		659,101
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	407	2,022	2,429	(2,429)	
計	547,483	114,047	661,531	(2,429)	659,101
営業利益	33,118	2,950	36,069	(59)	36,009

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品の名称等

タイヤ.....タイヤ・チューブ、タイヤ関連用品、リトレッド材料・関連技術、自動車整備・補修ほか
多角化.....化工品、スポーツ用品、自転車ほか

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2010年1月1日至2010年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	170,027	276,374	93,806	118,893	659,101		659,101
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	93,550	2,755	733	22,569	119,609	(119,609)	
計	263,577	279,129	94,540	141,462	778,710	(119,609)	659,101
営業利益	14,491	11,757	1,615	12,569	40,434	(4,424)	36,009

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

米州.....米国、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジルほか
欧州.....ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインほか
その他.....アジア、大洋州、アフリカほか

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自2010年1月1日至2010年3月31日)

	米州	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	276,060	96,131	135,373	507,566
連結売上高(百万円)				659,101
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	41.9	14.6	20.5	77.0

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

米州.....米国、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、ブラジルほか
欧州.....ドイツ、英国、フランス、イタリア、スペインほか
その他.....アジア、大洋州、中近東、アフリカほか

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主としてタイヤ・チューブの製造及び販売、タイヤ関連用品の販売、リトレッド材料の製造及び販売・関連技術の供与、自動車整備・補修を行うタイヤ部門と、化工品、スポーツ用品、自転車の製造及び販売、その他各種事業を行う多角化部門によって構成されております。したがって、当社グループは「タイヤ」、「多角化」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自2011年1月1日至2011年3月31日)

(単位：百万円)

	タイヤ	多角化	計	調整額 (注)	四半期連結損益 計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	590,091	114,242	704,333		704,333
セグメント間の内部 売上高又は振替高	670	3,045	3,715	3,715	
計	590,762	117,287	708,049	3,715	704,333
セグメント利益(営業利益)	54,565	1,321	55,886	17	55,868

(注) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去によるものです。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 2009年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 2008年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(2011年3月31日)

未払金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるため、当第1四半期連結会計期間末の状況を記載しております。

	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
未払金	94,568	94,568	-

(注) 未払金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に概ね等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (2011年3月31日)	前連結会計年度末 (2010年12月31日)
1株当たり純資産額 1,535.73円	1株当たり純資産額 1,458.01円

2. 1株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年3月31日)
1株当たり四半期純利益 22.49円	1株当たり四半期純利益 40.03円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 22.49円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 40.02円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自2010年1月1日 至2010年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2011年1月1日 至2011年3月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益	17,638百万円	31,327百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益	17,638百万円	31,327百万円
普通株式の期中平均株式数	784,314千株	782,662千株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額	-	-
普通株式増加数	114千株	228千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2010年5月14日

株式会社ブリヂストン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田修己
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芳賀保彦
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木基之
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブリヂストンの2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2010年1月1日から2010年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2010年1月1日から2010年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブリヂストン及び連結子会社の2010年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、株式会社ブリヂストングループはマリンホースの販売に関して国際カルテルの疑いがあるとして、2007年5月より、米国司法省、欧州委員会、日本の公正取引委員会等の調査を受けている。なお、日本の公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令については確定し、欧州委員会による決定通知に基づく制裁金支払いに応じている。また、株式会社ブリヂストングループの事実調査の過程で、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実等が判明している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年5月11日

株式会社ブリヂストン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉田 修己
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳賀 保彦
--------------------	-------------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 基之
--------------------	-------------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブリヂストンの2011年1月1日から2011年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2011年1月1日から2011年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2011年1月1日から2011年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブリヂストン及び連結子会社の2011年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載されているとおり、株式会社ブリヂストングループはマリンホースの販売に関して国際カルテルの疑いがあるとして、2007年5月より、米国司法省、欧州委員会、日本の公正取引委員会等の調査を受けている。なお、日本の公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令については確定しており、また、欧州委員会による決定通知に基づく制裁金支払いについては応じている。このほか、株式会社ブリヂストングループの事実調査の過程で、海外エージェントに対する不適切な金銭の支払いがあった事実等が判明している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。